

航空障害灯及び昼間障害標識の設置について（届出）等の記入要領

1. 文書番号は、届出書の発簡文書番号を記入する。（ない場合は不要）
2. 日付は、届出時に記入する。
3. 設置者は、物件の財産管理責任者以上の者とする。
4. 航空障害灯又は昼間障害標識のみの設置（届出）の場合は、該当しない項目を削除する。
5. 航空障害物件
 - ① 物件No. は、届出物件が複数ある場合に物件ごとに一連番号を記入する。
 - ② 物件は、物件の名称を記入する。
例 ○○ビル ○○工場 ○○用煙突 架空線 送電鉄塔
 - ③ 固有No.は、送電線路等の場合に送電鉄塔ごとに付されている一連の固有番号を記入する。
固有番号が付されない場合は、当該欄を削除する。
 - ④ 地上高は、地表又は水面（作業船等の場合は、設置する物件所在地位置の平均水位又は設置する水域の最も近い基準点）より物件の最頂部（避雷針等も含む）までの高さとし、単位は「m（メートル）」とする
とともに、小数点第1位まで記入（少数点第2位を四捨五入）する。航空障害物件が架空線の場合は、その径間の中で地上高の一番高い位置の値を記入する。
 - ⑤ 海拔高は、東京湾の平均海面からの高さを、小数点第1位まで記入（少数点第2位を四捨五入）する。但し、東京湾の平均海面が適用できない地域においては、その地域での平均海面とする。航空障害物件が架空線の場合は、地上高の欄に記載した高さと同じ位置での海拔高を記入する。
 - ⑥ 所在地は、物件の所在地を都道府県から記入する。架空線の場合は、支持物件の所在地を記入する。
 - ⑦ 位置は、北緯、東経とも国土地理院発行の最新の地図より読み取り、秒単位まで記入（小数点第1位を四捨五入）する。秒単位以下は小数点第1位を四捨五入する。架空線の場合は、支持物件の北緯、東経を記入する。
6. 航空障害灯
 - ① 航空障害灯を設置免除許可により設置しない場合は、備考欄に設置しないことの許可済み（許可番号）と記入する。
 - ② 物件No.は、航空障害灯を設置した物件が複数ある場合は、1.（航空障害物件）の物件No.に対応させて記入する。
 - ③ 航空障害灯の種類は、例のように記入する。
例 OM-3A OM-3B OM-3C OM-7LA OM-7LB OM-7LC OM-6 OM-7 FX-7S-20K
（360°タイプ・120°タイプ） FX-7-20K（360°タイプ・120°タイプ） FX-7S-200K FX-7-200K
 - ④ 設置灯数は、航空障害灯の設置個数を設置位置（地上高又は水面高）ごと記入する。
 - ⑤ 設置位置は、航空障害灯の設置位置（地上高又は水面高）を、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで記入する。
 - ⑥ 灯器製作所名は、航空障害灯の灯器メーカー名を記入する。
 - ⑦ 備考欄は、航空障害灯の「不動光」、「明滅光」、「閃光」を記入する。
7. 昼間障害標識
 - ① 昼間障害標識を設置しないことが認められた場合は、備考欄に設置しないことの承認済み（承認番号）と記入する。
 - ② 物件No.は、昼間障害標識を設置した物件が複数ある場合は、1.（航空障害物件）の物件No.に対応させて記入する。
 - ③ 塗色
 - ③-1 等分は、帯状に塗色した値を記入する。
例 7等分 9等分 11等分 13等分
 - ③-2 施工場所は、昼間障害標識として塗色した範囲を記入する。
例 地上10mから頂上まで
 - ③-3 J I S W 8 3 0 1に規定する赤、黄赤、白の欄は、塗色されている色の該当欄に○印を記入する。

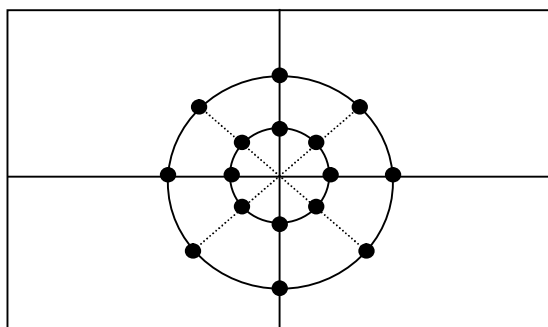
- ④ 球形標示は、架空線等に標示物が設置されている場合に記入する。球形標示がない場合は、当該欄を削除する。
- ⑤ 架空線の支持物件に高光度白色閃光灯（高光度航空障害灯と同等の性能を有する閃光灯）又は中光度白色閃光灯（中光度白色航空障害灯と同等の性能を有する閃光灯）を設置する場合は、灯器型式、設置灯数、設置位置(地上高)、灯器製作所名、配光種類等を記入する。

8. 備考

- ① 設置期日は、仮設物の場合、設置期間を記入する。
- ② 管理者は、役職名、住所、電話を記入する。氏名は記入しないこと。
例 東京都千代田区霞が関2-1-3 東京航空(株)霞が関支店
管理課長 TEL 03-1234-1111 (代)
- ③ その他の記事は、空港の制限表面を突出又は著しく近接する物件及び航空障害灯の免除関係等を記入する。また、架空線の支持物件に設置した航空障害灯を夜間において点灯を継続しない場合は、その旨を記載する。

9. 添付書類

- ① 航空障害物件位置を記入した図面（国土地理院発行の地図に物件位置を記入する。地図については、測量法第29条の規定により「特定の者へ提供するための複製」として取り扱われます。）
- ② 空港近接物件については空港の水平表面等の制限範囲を記載する。
- ③ 航空障害灯設置概略図面（灯器型式、取付高さ、設置個数を立面図等に記入する。）
- ④ 昼間障害標識設置概略図面（色別、帯幅を立面図等に記入し、塗色部は赤・黄赤等に着色する。）
- ⑤ 空港の制限表面を突出又は著しく近接する物件は、その高さ等の位置関係を示す図面を添付する。
- ⑥ 高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯のグレア検討書は、物件の周辺状況、視認位置一覧表、視認位置抽出理由、角膜照度計算結果及び検討結果とする。



● : グレア検討ポイント
 高光度航空障害灯は、1 kmごとに
 5 kmまで、中光度白色航空障害灯は、
 1 kmと2 kmの各ポイント
 (上記ポイントに加え主な建物)

10. 提出先

① 東京航空局

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課
TEL：03-5275-9296
電子メールアドレス：cab-ml.obl.eastjapan●gxb.mlit.go.jp（注）

② 大阪航空局

〒540-8559 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
大阪航空局 保安部 航空灯火・電気技術課
TEL：06-6937-2766
電子メールアドレス：cab-ml.obl.westjapan●gxb.mlit.go.jp（注）

届出書類作成にあたり不明の場合は、上記に照会願います。

なお、届出書は各管轄空港事務所を経由して提出することができます。

注：電子メールにより届出を提出する場合には下記の点に留意願います。

- 1) 迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「●」としています。電子メールを送信する際には、「@」（半角）に置き換えてください。
- 2) メールシステムの設定又は運用ルール（セキュリティポリシー等）によっては、当局に電子メールが到達するまでに時間を要する又は届かない場合があります。詳細は下記ウェブサイトをご確認ください。

東京航空局：https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/aerial_beacon/01.html

大阪航空局：<https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/sign.html>

11. その他

- ① 届出は電子メールによる提出のほか、郵送による提出が可能です。郵送による場合は、提出部数は1部とします。届出書はA-4版、添付書類は折り込みとし、届出書等の写しが必要な場合は控え（写し）と切手を貼付した返信用封筒を1部用意してください。
- ② 高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の使用については、照会を頂いてから回答に最長で3ヶ月を要しますので事前にご相談ください。
- ③ 高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の設置照会等の当局からの回答が郵送により必要となる場合は、切手を貼付した返信用封筒を1部用意してください。
- ④ 設置期限のある物件（仮設物件）のうち、係留気球については関係部署との調整及び管轄空港事務所での一タム処理を行う期間を必要としますので、事前にご相談ください。
- ⑤ 記載事項の変更及び航空障害灯・昼間障害標識が撤去された場合は、すみやかに管轄空港事務所へご連絡ください。
- ⑥ 届出書は、事前に上記提出先の担当者と電子メール又は郵送等にて確認することが出来ます。